

松本市告示第516号

松本市まちなかトライアル事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月22日

松本市長 臥雲 義尚

松本市まちなかトライアル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の活性化及び未来を見据えた人材の創出を目的として、まちなか未来Tal kにおいて出されたアイデアに基づいて実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で松本市まちなかトライアル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか未来Tal k 松本市商業ビジョンに定められた商店街と中心市街地の未来を考える場をいう。
- (2) 中心市街地 松本市立地適正化計画（平成29年3月作成）に定められた都市機能誘導区域における都市中心拠点の範囲内をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、まちなか未来Tal kの参加者を事業の実施主体として構成された団体であって、事務局を松本商工会議所に置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を構成員に含む団体は、補助対象者としない。

- (1) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (2) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 中心市街地の課題解決に資する事業であること。
- (2) 独自性又は先進性を有する事業であること。
- (3) 実施方法が妥当であり、具体的な成果指標を設定した事業であること。
- (4) 事業の効果検証を行い、その結果を公表すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 他の交付金、補助金等の交付決定を受けている事業
- (2) 一過性の目的で行われる事業
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とする事業
- (4) 選挙運動又はこれに類する活動を目的とする事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費から、次に掲げる経費を控除したものとする。

- (1) 調査研究及び計画作成に係る経費
- (2) 団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費
- (3) 備品購入等に係る経費
- (4) 食糧費
- (5) その他市長が不適当と認める経費

（補助率等）

第6条 補助金の補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10以内	200万円

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付額は、補助対象事業の支出総額から、補助金以外の収入（自己財源によるものを除く。）を控除した額を超えないものとする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市まちなかトライアル事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市まちなかトライアル事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付及び交付額を決定したときは、松本市まちなかトライアル事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、補助事業の遂行に特に必要と認めるとときは、交付決定額を限度として概算払をすることができる。

（変更申請等）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第7条の規定による申請の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、松本市まちなかトライアル事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市まちなかトライアル事業補助金変更・中止・廃止承認兼変更交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（事前着手）

第10条 申請者は、第8条第1項の規定による交付決定の前に、補助事業に着手してはならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りではない。

2 申請者は、交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、松本市まちなかトライアル事業補助金事前着手届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、松本市まちなかトライアル事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市まちなかトライアル事業補助金事業報告書（様式第8号）
- (2) 松本市まちなかトライアル事業補助金収支決算書（様式第9号）
- (3) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の額を確定し、松本市まちなかトライアル事業補助金確定通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、松本市まちなかトライアル事業補助金交付（概算払）請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不適當と認める行為があったとき。

2 市長は、第9条第2項の規定により交付決定額を減ずる決定をした場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前2項の規定により補助金の返還を命ぜられた補助事業者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年9月22日から施行する。